

令和3年度第6回伊丹市環境審議会での委員意見と事務局見解（2回目）

1. 審議事項. 伊丹市環境基本計画（第3次）の改定について

No.	環境審議会 委員の意見（1回目）	事務局見解（1回目）	環境審議会 委員の意見（2回目）	事務局見解（2回目）
1	<p>P.34 の施策の方向性⑤みどりの充実 事業・活動の中の</p> <p>1 魅力ある公園緑地づくりに 4.として</p> <p>「猪名川と武庫川の河川緑地の保全・活用を推進します。」が入らないでしょうか。</p> <p>御検討下さい。</p>	<p>担当課と協議しましたところ、いただいた内容は環境基本計画の中では、同表の「2.大規模な公園緑地は、機能を充実し貴重な地域資源として全国に発信していきます。」に含まれており、下位計画である「伊丹市みどりの基本計画」において具体的に記載しているため、今回の環境基本計画改定では、現状のままとし、伊丹市みどりの基本計画の改定時期で、より詳細な記載とする等の見直しをしていくものと考えております。</p>	<p>事務局見解（1回目）において、伊丹市みどりの基本計画の改定時期で</p> <p>↓</p> <p>伊丹市みどりの基本計画の改定時期に</p> <p>ではないでしょうか</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p> <p>誤表記でしたので、訂正させていただきます。</p>
2	<p>「現状（2019年度）」と書かれているにもかかわらず、「（※2020年度実績値）」とあります。この点は、矛盾しているようにも思えるのですが、これでよいのでしょうか。</p> <p>ご確認ください。</p> <p>なお、資料3-3の4枚目（p24）にも同じ表現があります。</p>	<p>結論としてはこれで問題ないです。</p> <p>理由としては、温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数に「基礎排出係数」と「調整後排出係数」があり、調整後排出係数の方が実態に見合ったものとなっています。これまでは環境省のマニュアルに従い「基礎排出係数」を用いていましたが、マニュアル改正による「調整後排出係数」の使用も可</p>	<p>ご説明いただき、ありがとうございます。</p> <p>下記は、「意見」というより、念のための「確認」です。</p> <p>結局、「温室効果ガス排出量」の指標のみ、現状を「2020年度」として作成されているという理解でよいわけですね。資料2のP5については、イラスト部分で「②浸</p>	<p>説明が不足、申し訳ありませんでした。お見込みのとおり、資料2のP5については、【気候変動】の項目内に①本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量と②浸水対策達成率が併記されています。また、環境基本計画（案）の同ページには同じ構成で他の項目も</p>

No.	環境審議会 委員の意見 (1 回目)	事務局見解 (1 回目)	環境審議会 委員の意見 (2 回目)	事務局見解 (2 回目)
		<p>能となったことから、伊丹市では「調整後排出係数」を用いています。しかしながら、2019 年度の実績値を「調整後排出係数」のものとする、一見してこれまでの数値から異なっているように見えることを避けるために、この部分のみ 2020 年度の実績値を使用しています。</p>	<p>水対策達成率」と併記されているため、「現状 (2019 年度)」としたうえで注釈が付記されているということですね。</p> <p>資料 2 の P5 の比較表のテキスト部分 (この部分には「②浸水対策達成率」の表記がない) から、もしかしたら誤植かもしれないと思ったので、念のため確認をお願いしたのですが、今回の説明で、誤植ではないことが理解できました。</p>	<p>記載されていますことから、全体の構成バランスを保つためにこのような記載をさせていただきます。</p>
3	<p>電気使用による温室効果ガス排出量推移の図について 排出係数の推移と CO2 排出量の推移を 1 枚の図でまとめて表現するのは、市民や事業者の電力使用に関する行動の変化を直接的に表現するのに本来、不適切であると思う。排出係数の推移は別に書くとして、可能であれば最終エネルギー消費量の推移を図で表現することはできないか。</p>	<p>環境基本計画にはあくまで一例として市施設からの温室効果ガス排出量の内、割合の大きい電力由来の CO2 排出量と電気使用量と排出係数の推移を示しております。いただいた御意見はエネルギー種別ごとの推移をグラフで表せないかという内容と思いますので、下位計画となる地球温暖化対策推進実行計画の中で反映してまいります。</p>		

No.	環境審議会 委員の意見 (1回目)	事務局見解 (1回目)	環境審議会 委員の意見 (2回目)	事務局見解 (2回目)
4	<p>ごみ発生量</p> <p>ごみ発生量の推移については、人口（できれば高齢化も）との関係も合わせて記述すべきだと思う。他都市では人口減少（合わせて高齢化）が直接的な原因となって、ごみが減少しているという現状もあり、伊丹市ではそれらの関係性があるのかどうかを明記するか、または一人当たりの推移を表す票または図をつけてはどうか。</p>	<p>資源が循環する環境配慮・循環型社会形成を含めました全分野の見直しを検討する環境基本計画の中間見直しの際に、いただきました御意見を踏まえました見直しを行ってまいります。</p>	<p>事務局見解 (1回目) において、一人当たりの推移を表す票 ↓ 一人当たりの推移を表す表ではないでしょうか</p>	<p>ご指摘のとおりです。 誤表記でしたので、訂正させていただきます。</p>
			<p>事務局の見解中に、「中間見直しの際に」との回答が数ヶ所あるが、最初の箇所では実施年（2025年?）を追記されてはいかがでしょうか。</p>	<p>第3次環境基本計画では、計画の期間が2021年度～2028年度となっており、原則として初年度の4年後での見直しと記載されておりますので、2024年度もしくは2025年度中に見直しを行う予定であることを、補足させていただきます。</p>
5	<p>ごみ発生量</p> <p>プラスチックごみについて</p> <p>国際的にマイクロプラスチック問題を含めて、プラスチックごみ問題が焦点になっている。このページを含めて、プラスチックごみの現状についての詳しい記述がないので、現状の問題点や課題を詳しく書くべき（他の章でもかまわない）。</p>			
6	<p>燃やすごみの組成調査の図</p> <p>環境省の食品ロスの資料についても食品ロス は、食べ残し、直接廃棄（手つかず、賞味期限切</p>			

No.	環境審議会 委員の意見（1回目）	事務局見解（1回目）	環境審議会 委員の意見（2回目）	事務局見解（2回目）
	<p>れ等)、過剰除去の3つに分類されている。 http://www.env.go.jp/recycle/foodloss/general.html#EN1 本資料で「※調理くずには、過剰除去による可食部分の食品廃棄物を含む。」となっており、「食品ロス」の内容について何を意味するのかが書かれていないことは、わかりにくい。</p>			
7	<p>燃やすごみの組成調査の図 同時に現在、「手つかず食品」による食品ロスが焦点になっているのに、そのことへの具体的記述がないのは、市民には相変わらず食べ残しを主とする対策となってしまって、現状の問題に対応できていないことになると思うので、もっと強調すべき。</p>			

2. 追加審議事項. 伊丹市環境基本計画におけるCO₂削減目標設定について

No.	環境審議会 委員の意見 (1回目)	事務局見解 (1回目)	環境審議会 委員の意見 (2回目)
8	<p>国の削減目標の考え方では、「各自治体の削減目標の根拠を踏まえて設定すべきであり、県の削減目標に準ずる必要はない」としている。兵庫県と伊丹市とは、CO₂の排出実態が異なること、また基本計画では、伊丹市役所や学校等伊丹市行政の業務部門における削減計画を検討したものであり、兵庫県の目標値を下回らないように努めればよいと考えます。</p> <p>伊丹市の基本計画での削減目標は、市バス等を中心として運輸部門を含む業務部門全体のCO₂排出量を国の目標である46%以上削減可能な対策を検討し、最終的に伊丹市内の産業部門、家庭部門、運輸部門等に極力可能な削減努力・協力体制を確立することが必要と考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、環境省によると、地域によって状況が異なってくるため、各自治体の削減目標は、国の地球温暖化対策計画に基づきながら、各自治体の削減目標の根拠を踏まえて設定すべきであり、県の削減目標に準ずる必要はないとされています。</p> <p>伊丹市としては、国と県の計画を踏まえつつ、実現可能な目標値を設定しています。</p>	/
9	<p>兵庫県内の自治体でもCO₂削減の目玉となる産業や運輸形態を抱えるところもあり、比較的高い削減に向かいやすい自治体と、対策の焦点となる対象がない自治体が存在するため、全部の自治体が同様の目標に向かうことは必ずしも必要ではないと思う。とはいえ、国が示している目標そのものが、必ずしも実現可能性を確保したのではなく、新しい技術革新やしくみを促進するものであり、県もそういった野心的な目標を設定したものと考えられる。そのことから考えると、実現可能性の確保というよりは県全体での高い目標と合わせて示しておいた方がいいかもしれない。</p> <p>しかし、単に絵にかいた数値上の目標のみでなく、たとえば以下のようなことを検討のうえ、実現は不可能ではないことを示しておく必要がある。</p> <p>・啓発にとどまらず、条例等に基づく<u>制度</u>によって排出抑制を強化できる</p>	<p>CO₂削減目標の考え方は自治体によってさまざまであり、高い目標を設定し、それを目指すことが重要とする自治体もありますが、伊丹市はCO₂削減目標については、実現可能なものとするのが重要と考えており、そのために、具体的な対策とCO₂削減効果を示す必要があります。</p> <p>まず、伊丹市の方針として伊丹市の市施設（事務事業）からのCO₂排出量の削減に係る目標値を示すにあたっては、第5回環境審議会資料①で各施策での具体的な対策とその削減量を試算しており、実現可能な目標値であると考えております。</p>	/

No.	環境審議会 委員の意見（1回目）	事務局見解（1回目）	環境審議会 委員の意見（2回目）
	<p>取り組みを実行に導ける可能性があるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎を含む市所有の施設において、<u>現在計画している以上に省エネ改修や高効率設備機器の採用を図る技術的、経済的可能性を期待できるのか。</u> ・太陽光発電導入拡大、バイオマス利用、水素・アンモニア利用など<u>再エネ導入拡大を現計画以上に図る手立てを期待できるのか。</u> ・テレワーク、オンライン会議の今以上の推進による<u>日常生活における省エネルギー、自転車専用道路の整備等、運輸部門の省エネルギーとなる対策の可能性、都市緑化など CO₂ 吸収源の大幅な拡大などを実現することが可能か。</u> ・<u>FCV、EV導入やそれらのインフラ整備など先導的なCO₂排出削減可能な技術導入を実行できる産業、事業所が市内にどれだけ存在するか。</u> 	<p>一方、伊丹市域全体（区域施策）での温室効果ガス排出量は国全体の温室効果ガス排出量から按分した推計値となっており、国全体での取組が、伊丹市域の温室効果ガス排出量に反映されることから、環境基本計画上では参考指標として設定しています。このことから、市域での取り組みについては、国・県が実施する施策の取り組みと併せて、市事務事業の取り組みを市民・事業者へ啓発していくことが重要と考えております。</p>	